

平成27年3月に日本学生支援機構

第二種奨学金が満期になる方へ

【利率の算定方法の変更について】

平成19年4月以降に第二種奨学生に採用された者は、申込時に選択した「利率の算定方法」を変更することができます。希望する方は平成26年11月28日(金)17:00までに、『第二種奨学金「利率の算定方法」変更届』を学生支援課に提出してください。書式は学生支援課にあります。なお、人的保証の方は連帯保証人・保証人の署名・押印・印鑑登録証明書も必要になります。

平成26年10月

学生支援課